

ヘイトスピーチに対処する

Tackling Hate Speech

インターネット上のヘイトスピーチを管理する際のガイドライン



NO HATE
SPEECH
MOVEMENT

elsa
The European Law Students' Association



ウェブサイトの所有者あるいは編集者（管理人）は、サイトの内容について責任を負うことがあります。したがって、管理人は、ユーザーの書き込みを管理する権利を持っています。書き込みを削除すべきかどうか判断することは、現在の課題です。法的メカニズムは、表現を削除すべきかどうか示唆することがあります。しかし、発信元に適用することは、時に困難なのです。

2013年12月8日にオスロで開催された「インターネット上のヘイトスピーチに関する欧州法科学学生連合（ELSA）会議」に、インターネット上のヘイトスピーチに取り組むため、18か国が参加しました。会議の目的の一つは、一般市民が理解しやすくなるよう、ヘイトスピーチに関する法的メカニズムを作ることでした。ヘイトスピーチに関する多くの事例を通じて、欧州人権裁

判所は、欧州人権条約によって保護される表現を示す要因を指摘しました。これらの要因は、ウェブサイトを管理する際の指針となるツールとなり、書き込みが表現の自由の権利によって守られるものかどうかを判断する助けとなるものです。ワークショップが短時間だったため、「インターネット上のヘイトスピーチ最終会議」参加国は、以下のことを義務づける「管理のためのガイドライン」「インターネット上のヘイトスピーチ」に関するワークショップを行いました。原稿の本質的な誤情報の修正、注釈を加えること、事例を説明する添付書類を作成すること、文法的な間違いの修正、ガイドラインの教育に取り組むことです。

インターネット上のヘイトスピーチを管理するためのガイドラインに関するワーキンググループ

elsa

The European Law Students' Association

表現の自由、すなわち意見や信念やアイデアを述べる権利は、民主主義社会の基本的価値のひとつです。

インターネット上の書き込みの合法性を判断する際、書き手の表現の自由は基本的な出発点です。しかし、社会や法によって守られるべき他の価値もあります。したがって、インターネット上の表現の自由は、ヘイトに満ちた書き込みのような事例では、制限されうるものです。

インターネット上で発言する人は、他者を不快にさせ、怒らせるような方法で誇張し、挑発する権利を持っています。社会において自由に意見交換することの価値は、尊重、尊敬、誠実という他者の権利を深く考慮すべきです。

A プラットフォーム

- I. メディアの主な役割の一つは、議論の的となっている問題や政治的な問題を含む公共の利益という問題について知らせることであり、提供されるコンテンツは、このような目的を果たすものでない場合に限り制限されるべきです。
- II. ウェブサイトに投稿された個人的な意見と同意見ではないと述べたとしても、ホームページの所有者が責任放棄することは、所有者の法的義務を除外するものではありません¹。
- III. 管理人は、どのようなコメントであっても、とりわけコメントがヘイトを帯びた意見に持つていこうとする、あるいは乗っ取るようとしている際には、削除することができます。所有者が削除することがありうるという方針を規定しておくことが賢明です。
- IV. 視聴覚メディアは、力強いメッセージを伝えるるので、より厳しく評価されるべきです。

B 意見の内容と影響

- I. 以下の場合には、表現の自由の権利が優先されるべきです。
 - ・ その意見が、公共の利益の問題についての考え方を知らせるか、拡散すること目的としている場合³
 - ・ その意見が、現在進行中の公開討論についてのものである場合³
 - ・ 政治的談話やキャンペーンにとって興味深いものである場合⁴
 - ・ その意見が歴史研究者の間で現在進行中の公開討論の一部である場合⁵
- II. 意見が表明された背景については、特に考慮するべきです。それが別の平衡状態の議論の一部である場合、管理の敷居はより高くあるべきです⁶。
- III. 以下のような表現の場合には、表現の自由の権利は制限されるべきです。
 - ・ 寛容や社会的平和、市民の安全、差別のない状態といった価値と概ね不適合である表現
 - ・ モラルや宗教的信念を著しく侮辱する、あるいは攻撃しうる表現⁷
 - ・ 人種差別政策や人種差別的憎悪を主張する表現や、暴力、敵対行為、ヘイトを提唱する表現⁸
 - ・ 特にセンシティブである歴史的な事件や文化的な出来事に関する表現（ホロコーストの否定など）
 - ・ 偏見を生み出し、現存する偏見を強化するような表現

C ネットワーク上の発話者の地位

- I. 表現の自由には、知る権利が含まれます。
- II. ある人物が政治的な討論において基本的な役割を果たしている、あるいは、ジャーナリストや記者として情報を提供する場合、彼らの表現の自由は、私人のそれよりも制限されるべきではありません⁹。
- III. 非選出の公務員や比較的高い地位にある人、公益にかかわる人（教師、医師、警官、ミュージシャンなど）と情報の提供者は、不寛容を煽るおそれのあるメッセージを拡散する場合、自分の立場で意見を表明する場合は、特別な地位は除外されます¹⁰。

D 標的となる人の地位

- I. 政治家は、広範なレベルの批判にさらされるべきです。したがって、政治家や政府を標的とする合理的な批判は削除されるべきではありませんし、批判した人がウェブサイトにはアクセスするのを禁じるべきではありません¹¹。
- II. 専門職に従事する非選出の公務員や公人、公務員（警官など）は、政治家と同レベルの批判に耐えるべきではありません¹²。それでも、彼らは他の私人より多くの批判に耐えなければならないでしょう¹³。しかし、仕事を離れて行動する時には、私人と同水準の私的生活と家族生活を大切にすることを享受することを要求できます。

事例

本ガイドラインの観点から、いくつか注を付け加えておきます。各々の番号は、欧州人権裁判所での具体的な事例から引用した指針を示しています。

1. Delfi v. Estonia*
2. Jesil v. Denmark
3. Jersild v. Denmark; Lehideux and Isorni v. France;
4. Erbakan v. Turkey
5. Lehideux and Isorni v. France
6. Jersild v. Denmark
7. Wingrove v. The United Kingdom
8. Glimmerveen and Hagenbeek v. the Neatherlands; Sürek v. Turkey; Pavel Ivanov v. Russia
9. Incal v. Turkey
10. Seurot v. France
11. Lingens v. Austria; Castells v. Spain.
12. Pedersen and Baadsgard v. Denmark.
13. Pedersen and Baadsgard v. Denmark

Annex

Delfi AS 対 エストニア

欧州人権条約 10 条

申立人はエストニアで登録されている企業であり、国内最大のインターネット・ニュース・サイトを所有している。本事例は、読者が投稿した攻撃的なコメントについて、インターネット・ニュース・ポータルの責任に関するものである。このポータルの所有者は、サイトの読者が表現の自由の権利を侵害するコメントをしたことに責任をもたされることを不服とした。エストニアの法廷は、申立人がこれらの意見に責任を負うことを支持した。欧州人権裁判所は、この決定が正当なものであり、ポータルの表現の自由の権利を制限すること相応であるとみなした。なぜなら、それらのコメントは非常に攻撃的であり、匿名の者がコメントを書いて公開し不当な利益を得るのを、ポータルが阻止できなかったからである。ポータルの所有者は次のように主張した。エストニアの国内法がインターネット商取引に関する EU 指令に移行し、EU 指令はそれを適用しないこととしたこと、しかし欧州人権裁判所は、国内法の解釈の問題を解決するのは国内裁判所であるとしたので、EU 法によって問題に取り組みなかったこと、したがって欧州人権条約 10 条に違反すると主張した。

*本事例は現在も審理中であり、欧州人権裁判所大法院に送られ、最終判決を待っているところである。

Jerslid 対 デンマーク

欧州人権条約 10 条

デンマーク放送は、申立人によって編集され制作された番組を放送した。その番組は「グリーンジャケット」と自称する集団によるレイシズムに対する姿勢を描いたものだった。インタビューを受けた人々はこれまでに有罪判決を受けたこともあり、彼らの人種差別的な意見は、明らかに 10 条によって保護されるものではなかった。しかし、ニュース番組を作成した申立人の方法に関しては、その特集は、刑事犯罪への有罪判決と刑罰を正当化するものだった。欧州人権裁判所は、その番組が欧州人権条約 10 条と対立するものではないと見なした。なぜなら、ジャーナリストの義務と責任を考慮すると、デンマークのメディアの潜在的な影響力は重要な要因だったからである。10 条に違反していることを明確に示したジャーナリストがどのような方法を採用するべきかということに影響を与えるのは、欧州人権裁判所でもなければ国内の裁判所でもない。

Lehideux and Isorni 対 フランス

欧州人権条約 10 条及び 17 条

本事例では、申立人が条項を作った。申立人は、フィリップ・ペタンのヴィシー・フランスにおける戦争犯罪と共謀罪を公に擁護していると、ある日刊紙に発表した。フランス政府は、その意見広告をフィリップ・ペタンのヴィシー・フランスを賛美するものであり、国会の精神と民主主義社会の本質的価値に違反するものであるとみなし、申立人による申し立ては欧州人権条約 17 条に合致すると主張した。欧州人権裁判所は、判決が申立人の表現の自由の権利行使を妨げるものとみなした。それは法によって想定されるものであり、10 条 2 項で規定されているいくつかの正当な目的を達成するものであった。なぜなら、申立人はナチの残虐行為を支持しないと明確に表明していたからである。したがって、欧州人権裁判所は、申立人への刑事上の有罪判決は不当なものであり、民主主義社会において無益なものであるとみなし、欧州人権条約 10 条に違反すると宣言した。

Erbakan 対 トルコ

欧州人権条約 10 条及び 6 条

トルコの前首相である申立人は、公的な録音がされていない場で公的な演説を行った。4 年以上経った後、申立人が宗教と人種と地域の差異に関する講演でのコメントによって、人々をヘイトや敵対行為へと駆り立てたとして、彼に対する刑事訴訟が開始された。欧州人権裁判所は、申立人が講演において宗教用語を使うことによって、宗教の多様性を単に「信者」と「非信者」の分裂の状態にして、政治分野が宗教を基盤にして形成されていると提唱したとみなした。また、欧州人権裁判所は、あらゆる形態の不寛容と闘うことは人権擁護の不可欠な要素であり、政治家が講演において不寛容を促しかねないコメントをするべきではないことは極めて重要であると指摘した。申立人に対して始まった刑事訴訟は、民主主義社会の利益について達成される妥当な目的に関して合理的に比例するものであり、本事例において、それは政治的議論の自由を保証し、継続するものであると、裁判所はみなした。こうした見地から、裁判所は欧州人権条約 10 条に違反するものではないとした。

Wingrove 対 イギリス

欧州人権条約 10 条

申立人は、'Visions of Ecstasy' というタイトルの映画の脚本を書いた。映画のアイデアは、聖テレサ（アビラのテレサ）の人生と著作に由来するものだった。映画の構想は、聖テレサを表す修道女の服を着た若い女優に関係するものだった。映画は、黒いドレスを着ている修道女が自分の手を爪で刺し、裸の胸や服に血を塗るところから始まった。脚本は聖テレサの歴史的背景を説明しようとしなかった。映画は、一般の人々向けに合法的に配給されるのを保証するために「全英映像等級審査機構」に送られた。機構は、審査基準証明の適用を拒否した。全英映像等級審査機構が申立人の作品が配給されるのを拒否したことは、欧州人権裁判所によれば、申立人の表現の自由の権利に「抵触」した。裁判所は、このような状況において、攻撃を引き起こすかもしれない人々が映画を見る可能性があることとイギリスの機関が考えることは不合理なことではないと指摘した。したがって、欧州人権条約 10 条に違反するものではないとした。

Glimmervee & Hagenbeek 対 オランダ

欧州人権条約 10 条

本事例では二人のオランダ人の申立人が、裁判所が人種差別を煽るものとみなすリーフレットを、一般の人に配布する目的で所持していたことで、有罪判決を受けた。申立人は、リーフレットで倫理的均質社会を主張していて、「我々白人」に言及し、「数百数千のイスラム教徒やトルコ人や、全く必要のない外国人労働者」を国家から排除するために政権を握る必要があると主張していた。差別の扇動は、欧州人権条約 10 条に関係するものである。リーフレットで使われていた言語を分析した結果、リーフレットの文書は欧州人権条約で厳格に禁止されている人種差別的見解を表すものであると判断した。さらに、オランダ政府が申立人に自由に主張することを許可するならば、申立人の見解は欧州人権条約の条項が禁止している人種差別を確実に助長すると指摘した。したがって、申立人の主張は欧州人権条約 10 条によって敗訴した。

Surek 対 トルコ

欧州人権条約 10 条

申立人は、トルコ裁判所によって、ヘイトと敵対行為を非公式に扇動した罪で有罪判決を受けていた。トルコ政府は、当時の南東トルコの状況を考慮すると、さらなる暴行を促すことになる行為を理解する必要があったため、欧州人権裁判所は、申立人への判決は当時のトルコ政府が考えていた目的と合致するものと認めた。欧州人権裁判所は、10 条 2 項によって、公共の利益に関する政治的発言や討論に制限を設ける余地はほとんどないと、指摘した。さらに、容認できる批判の制限は、私人や政治家に関するものよりも政府に関するものの方が広い。民主主義社会において、政府の行為は、立法機関や司法機関だけでなく世論も厳しい監視対象でなければならない。欧州人権裁判所は、衝突の均衡を調査する際に課される刑罰の厳格さを考慮に入れることが一つの要因であると指摘した。したがって、欧州人権裁判所は、10 条で規定されている表現の自由への違反があったことを支持した。

Pavel Ivanov 対 ロシア

欧州人権条約 10 条

ロシアの新聞社のオーナーである申立人は、メディアを利用して民族、人種、宗教上のヘイトを公に扇動したという判決を受けた。申立人は、ユダヤ人がロシアの諸悪の根源であり、社会生活から排除することを求める内容の一連の記事を執筆し、公開した。欧州人権裁判所は、申立人による反ユダヤ主義的な言辞を確信した。欧州人権裁判所は、申立人が自分の刊行物によってユダヤ人へのヘイトを扇動しようとしたことにロシアの裁判所が判決を下したことに同意した。ある民族への総攻撃は条約の基本的価値に反するものであるため、申立人は欧州人権条約 10 条による保護を享受できなかった。

Incal 対 トルコ 欧州人権条約 10 条

申立人は、トルコのある政党の執行委員会の委員だった。その政党は、トルコ共和国の憲法裁判所によって解散させられた。政党の執行委員会は、トルコ政府がとった手段を批判するリーフレットを配布する決定をした。リーフレットには、政府の目的に反抗し刑事犯罪を犯すことを人々に扇動する可能性のある分離主義者のプロパガンダが載っていた。欧州人権裁判所は、申立人の判決は 10 条 2 項にある目的の一つに合致するものとみなした。その条項は、好意的に受け止められる、あるいは攻撃的でないとみなされる情報や見解だけではなく、攻撃的、不快にさせる、あるいは不安にさせるような情報や見解にも適用されるものである。表現の自由は、政党にとってはとりわけ重要なものである。欧州人権裁判所は、リーフレット中の関連規定は、ある政府の手段を批判するものだと指摘した。容認できる批判の限度は、一私人や一政治家と関係するものよりも政府に関するものの方が広いのである。

Seurot 対 フランス 欧州人権条約 10 条

★Glimmerveen & Hagenbeek 対 オランダと同文

Lingens 対 オーストリア 欧州人権条約 10 条

申立人は、オーストリア自由党総裁の行動を、「楽観主義」で「不道徳」であると批判する記事を書いた。欧州人権裁判所は、事実と異なり、価値判断や真実の証明は、本事例では証明不能であるので、オーストリア裁判所が、記事の中に書かれたことと同様に、判断の根拠を示させようと誤って申立人に負担を課したと裁定した。したがって、有用性のある裁定の真実を立証する責任は、それ自体、10 条で規定されている表現の自由に抵触するものではなかった。よって、欧州人権裁判所は 10 条の権利に違反すると結論づけた。

Castells 対 スペイン 欧州人権条約 10 条

スペイン人の弁護士で上院議員である Castells 氏は、「常軌を逸した免責」というタイトルの記事を発表した。検察庁は、Castells 氏に対して、スペイン政府を侮辱した罪で刑事訴訟を起こした。彼の弁護人は、問題となった記事は正確な情報であって、彼の個人的意見を述べたものではなく、一般市民の見解に過ぎないと主張した。弁護人は、さらに、スペイン裁判所は彼が裁判での主な公判に証拠資料を提示するのを拒んだことで、無罪推定の原則だけでなく、表現の自由の権利を侵害したと主張した。欧州人権裁判所は、政治的議論の自由は本来無条件なものではないと指摘した。しかし、許容できる批判の限度は、一般市民や政治家よりも政府に関してはより広いものだった。したがって、民主主義社会において、こうした妨害は強制されるものではなく、その結果、欧州人権条約 10 条に違反するとされた。

Redersen and Baadsgaard 対 デンマーク 欧州人権条約 10 条及び 6 条

本事例は、ある人物の裁判に関して二人の申立人であるジャーナリストが作成した番組に関係している。その人物は、妻を殺害した罪で懲役 12 年の刑を宣告された。その番組では、警察の捜査方法を批判し、証拠資料の見落としがあったのではないかと調査し、警察の最高指揮者の失策を強調した。二人のジャーナリストは、最高指揮者への名誉毀損容疑で有罪判決を受けた。最高裁判所は判決を支持し、申立人は最高指揮者に申し立てするのに十分な根拠となる事実を欠いていると宣言した。ジャーナリスト二人は、最高裁判所の判決は表現の自由の権利を不当に妨害するものだと主張した。欧州人権裁判所は、申立人が警察の捜査の失敗を一般人に警告したことで有罪判決を受けたのではなく、最高指揮者が捜査中に犯罪行為にかかわったと主張し重大な告発をしたことで有罪判決を受けたものとして、欧州人権裁判所 10 条に違反するものではないと指摘した。

Academic supervision

Alexandra Avram - (ELSA Austria - 2013/2014)

Olav Vogt Engeland - (ELSA Norway - 2013/2014)

Design and Layout

Alexander Trummer - (ELSA Germany - 2012/2013)

Annex and cases

Alexandra Avram - (ELSA Austria - 2013/2014)

Andrej Bozinovski - (ELSA Macedonia - 2013/2014)

Content

Ida Dojcinovic - (ELSA Croatia - 2013/2014)

Loes van der Graf - (ELSA The Netherlands - 2013/2014)

Alexander Trummer - (ELSA Germany - 2012/2013)

ELSA は、2013年12月の会議期と本プロジェクトにおいて、欧州評議会と「ヘイトスピーチ撲滅運動」と協力関係にあることを非常に誇りに思っています。

elsa

The European Law Students' Association



**NO HATE
SPEECH
MOVEMENT**

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE